

秋田市地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する要綱

〔平成25年12月5日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 本市における地球温暖化の現状および地球温暖化対策に関する知識の普及ならびに地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、秋田市地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を委嘱するに当たり、推進員の活動内容、応募要件、選考方法、委嘱期間その他必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 推進員は、法第37条第2項に規定する活動のほか、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 自らの日常生活において地球温暖化防止のための取組を実践するとともに、その取組により、地球温暖化防止の実践を促すための普及啓発等を行うこと。
- (2) 法第38条第1項の規定により市が指定した秋田市地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）、市、秋田県又は国（以下「センター等」という。）が実施する研修会、講演会等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努めること。
- (3) 推進員としての活動を通じて得た地球温暖化防止に関する情報、事例、意見等を、市およびセンターに提供すること。
- (4) センター等との連携協力による地球温暖化対策に関する活動を行うこと。

(応募要件)

第3条 推進員に応募する者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 年齢満20歳以上であること。
- (2) 市内において前条に規定する活動をすることができること。

(3) 第13条に規定する推進員名簿の公表等に同意すること。

(選考および委嘱)

第4条 推進員は、法第37条第1項に規定する要件に適合する者であつて、前条各号の応募要件を全て満たすものの中から選考し、市長が委嘱する。

2 前項の規定による推進員の選考について審議するため、環境部環境総務課を事務局とする秋田市地球温暖化防止活動推進員候補者選考委員会を設置する。

3 市長は、応募者全員に対し、選考結果を通知するものとする。この場合においては、選定した者には秋田市地球温暖化防止活動推進員選定通知書(様式第1号)を、不選定とした者には秋田市地球温暖化防止活動推進員不選定通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(委嘱期間)

第5条 推進員の委嘱期間は、3年とする。ただし、推進員の最初の委嘱にあつては、当該委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度3月31日までとする。

2 前項の委嘱は、再任を妨げない。

(遵守事項)

第6条 推進員は、その立場を利用して、政治活動、宗教活動その他の推進員としてふさわしくない活動をしてはならない。

2 推進員は、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱が解かれた後も、同様とする。

(定員)

第7条 推進員の定員は、おおむね20人とする。

(委嘱状および推進員証)

第8条 市長は、委嘱した推進員に対し、委嘱状(様式第3号)およびその身分を証する秋田市地球温暖化防止活動推進員証(様式第4号。以下「推進員証」という。)を交付するものとする。

2 推進員は、第2条に規定する活動を行うときは、推進員証を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 推進員は、推進員証を毀損し、又は紛失したときは、推進員証毀損等

届出書（兼）再発行申請書（様式第5号）を、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- 4 推進員は、委嘱の取消し等によりその身分を失ったときは、直ちに推進員証を市長に返付しなければならない。次条の規定により委嘱を取り消された場合も、同様とする。

（委嘱の取消しおよび解嘱）

第9条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員が活動を行っていないと認められるとき。
- (2) 第6条第1項又は第2項の規定に違反したと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進員として適当でない活動等が認められるとき。

- 2 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委嘱を解くことができる。

- (1) 推進員が第3条および第4条第1項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 推進員が健康上の理由等により、活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 推進員本人から辞任の申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

（経費の負担等）

第10条 市は、推進員が行う活動に係る経費を負担しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（活動の支援）

第11条 市およびセンターは、推進員の資質の向上および円滑かつ積極的な活動の推進を図るため、協力して研修又は情報の提供を行い、推進員の活動の支援に努めるものとする。

- 2 市は、推進員から要請があった場合は、当該推進員が所属する団体に対し、活動内容の理解および協力について文書等により依頼するものとする。

(推進員の身分)

第12条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものであって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める特別職の身分を有する者に該当しないものとする。

(推進員名簿の公表)

第13条 市長は、地域住民等との連携を図るため、推進員の氏名、性別、主な活動分野その他必要な事項を記載した推進員名簿を広く一般に公表するものとする。

2 市長は、地球温暖化対策の推進を目的に、推進員の氏名、性別、住所、電話番号および電子メールアドレスを、秋田県およびセンターに提供できるものとする。

(変更の届出)

第14条 推進員は、前条第1項の推進員名簿の記載内容に変更が生じたときは、推進員名簿記載事項変更届出書（様式第6号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第15条 推進員は、当該年度に係る秋田市地球温暖化防止活動推進員活動状況報告書（様式第7号）を、翌年度の4月末日までに市長に提出しなければならない。

(庶務)

第16条 推進員に関する庶務は、環境部環境総務課において処理するものとし、その遂行に当たっては、センターと十分な連携のもとに行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年2月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関する要綱第5条第1項の規定は、この要綱の施行日以後に委嘱する推進員から適用し、同日前に委嘱した推進員については、なお従前の例による。